



発行 津和野町商工会
本所 〒699-5605 津和野町後田口187
TEL:0856-72-3131 FAX:72-1389
日原支所 〒699-5221 津和野町日原225-1
TEL:0856-74-1221 FAX:74-1220
ホームページ: <https://tsuwano.shoko-shimane.or.jp/>

～ 新年のご挨拶 ～

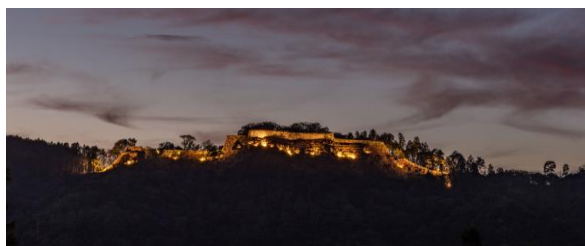
津和野町商工会 会長 椿 康隆

新年明けましておめでとうございます。
会員の皆様におかれましては、清々しい新年をお迎えになられたことと、心よりお慶び申し上げます。昨年一年間にわたり、津和野町商工会の各事業活動に対しまして、ご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。
さて新年を迎え、我が国の経済は先を見通せない国際情勢やコロナからの再興といった大きな環境の変化を感じております。一方、津和野町においては物価高騰の影響をまともに受ける中、観光産業では復調の兆しはみられ、地元中小事業者においても価格転嫁は徐々に進みつつあります。しかし、引き続き危機的な人手不足は続いており、今後、各事業者の収入機会の喪失など地域経済の縮小が懸念されます。
本町においては津和野町他関係機関と連携し、エネルギー・物価高騰経済対策等を実施しております。厳しい状況下ではありますが、新規起業もみられ、現時点では一昨年度から引き続き会員数が増加している状況です。
厳しい経営環境下ではありますが、変革を恐れずに、知恵を出し地道な努力を続ければ、ピンチがチャンスに変わっていく可能性もあります。その可能性を見つけ、会員事業者の皆様と一緒に考えてまいりたいと思いますので、どんなことでも遠慮なく、事務局までお気軽にお問い合わせいただけますようお願いを申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。
どうぞ本年も、よろしくお願い申し上げます。



津和野城が令和6年に築城700年を迎えます

津和野城は吉見氏が1324年に築城したと言われています。城跡が整備され、夜はライトアップされて幻想的な姿を見ることができます。秋から冬にかけては条件が揃えば朝霧の絶景が見られます。町民の皆様もこれを一つの機会にぜひ津和野城跡に登ってみてはいかがでしょうか。



セミナー情報

観光部会・（一社）津和野町観光協会共催「列福・列聖勉強会」
令和6年1月18日（木）15：00～ 津和野コミュニティセンター
講師 カトリック広島司教区列聖委員会 委員長 平林冬樹氏

島根県事業承継後継者育成セミナー・啓発事業「もしもの時ではもう遅い 落語で学ぶ相続・事業承継」
令和6年1月23日（火）13：00～14：30 商工会本所
講師 行政書士きざき法務オフィス代表 木崎海洋氏

商業部会主催 「POP・ラッピングセミナー」
令和6年2月7日（水）13：30～16：30 商工会本所
講師 中小企業診断士 橋本泉氏

いずれも参加料は無料
同封のチラシにてお申込みください
お問い合わせ 津和野町商工会
本所（72-3131）支所（74-1221）

補助金情報（再掲 締切間近）

下記の補助事業①・②は国のエネルギー価格高騰対策にかかる補助を受けて行うものです。
以前の商工会だよりに2回掲載しておりますが、提出期限と予算上限が迫ってきましたのでご検討の方はすぐにお問い合わせください。

①津和野町中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援事業給付金

電気代・ガス代の
高騰を支援するもの

事例

R2.7～R3.6の電気代ガス代の合計額 250,000円

R4.7～R5.6の電気代ガス代の合計額 400,000円 150,000円の負担増→15%で22,000円の支給！！

提出期限 1 月末

②津和野町飲食・商業・サービス業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業

電気代・ガス代の削減に資する設備の更新

提出期限 1 月末 2 月末までに完了

事例

旅館業でお客様用のお風呂のボイラーをエコタイプに更新してガス代上昇分を削減したい

旧タイプ
ガス給湯器
年間40万円



新タイプ
ガス給湯器
年間35万円

新タイプガス給湯器の見積額(工事費含む)360,000円(税込)
×2/3=240,000円 240,000円を補助！！

【条件】電気代・ガス代が削減されること(根拠を示す書類は販売店やメーカー、工事業者が作成します)

※申請を検討される方は要綱要領についてご説明いたしますので事前に商工会へご相談ください。すでに発注・購入したもの、中古品は対象になりません。また、②は飲食・商業・サービス業以外の方でもお客さんが使われる場所などで使える場合もありますのでご相談ください。

要綱要綱・申請用紙は津和野町のHPおよび商工会の窓口、HPに掲示しています。

商業部会より
一日頃のご愛顧に感謝を込めて一歳末大感謝祭を開催しました。

商業部会では、令和5年12月に、毎年恒例の歳末大売り出しを今年も「大感謝祭」として開催しました。12月25日（月）～27日（水）まで開催した抽選会は好天に恵まれ、多くのお客様がお越しになりました。各事業所も盛り上げようと例年以上の商店賞をご提供いただきました。ご協力いただいた事業所の皆様、大変ありがとうございました。



水害！地震！商売をどう続けるか・・・。
津和野町商工会
事業継続力強化支援計画ができました。

本商工会では、自然災害などの緊急事態に、町内事業者が早期復旧し事業を続けるための計画「事業継続計画（BCP）」づくりを支援する計画「津和野町商工会事業継続力強化支援計画」を策定し、令和5年12月11日、島根県の認定を受けました。

また同時に策定した「津和野町商工会BCP」により、商工会として非常時に対応するため、発電機等の防災備品を整備しながら、町内事業者BCPの計画づくりを支援させていただく予定です。
今後、防災に関する講演会開催など会員の皆様への情報提供から行ってまいります。



最新の情報は商工会ホームページでご確認ください。

津和野町商工会

検索



インボイス制度がはじまって3か月が経過しました

令和5年10月1日から消費税インボイス制度がはじまりました。当所にもさまざまな相談が寄せられています。皆さんの「取引先」が違いますので対応はさまざまです。多く寄せられているものや、基礎的なことをいくつか掲載させていただきます。

事例① 自分の事業所はインボイスの登録をすべきかどうか

→あなたが発行する領収書をもらう人が「消費税の本則課税の事業者」かどうか判断の分かれ目です。買い手が一般の人である場合はまず関係ありませんので無理にインボイス登録事業者になる必要はないように考えます。

ポイント

インボイス番号を申請するということは、消費税の課税事業者になるということです。消費税の申告の方法には「本則」と「簡易」の2種類の方法があります。簡易課税は課税売上が5,000万円未満の事業者のみ選択できる制度です。課税仕入にインボイスが関係するのは本則課税のみです。インボイスに登録すれば申告が必要になり、納税が発生します。その辺を考慮して登録するかどうか判断してください。

事例② 取引先に請求書や領収書をインボイス制度に沿った形で正しく作ってほしいと言われたが今までの書式でできるのか、どうしたらいいのか(課税事業者)

→課税事業者は売上に対して消費税を加算します。課税売上について、また預かる消費税について下記のようにきちんと税率ごとに仕訳けて記載をする必要があります。よって、書く場所が無ければ書式を変えるなどの対応をする必要があります。免税事業者は請求書等に8%と10%の税込金額の区分記載のみを記載してください。

ポイント①

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※ 軽減税率対象

相談があったパターンは領収書に「20,000円」とだけ書いて領収書を渡していたという案件です。税抜きか税込みなのかを記載し、税込であるなら（すべて10%なら）課税売上は18,182円で預かった消費税は1,818円と記載します。インボイス番号を取得し、買い手に渡す書類には左例のような記載を正しく行わないと買い手は経理処理ができません。インボイス番号をスタンプで押せばすべてOKというわけではなく正しく請求書や領収書に記載をしてください。

ポイント②

少額特例という特例制度があります

少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。これは取引先がインボイス発行事業者であるかどうかは関係なく、免税事業者であっても同様です。しかし、領収書を小分けにすることで事務が増え、振込手数料が増えることも想定されます。売り先もこれを理解し、対応しないと取引がなくなってしまうかもしれません。インボイス発行事業者は少額特例の対象額であっても基本的には番号を記載してください。免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置という特例措置もありますが、いずれも特例措置でありいずれ無くなります。未永いお取引引きになる場合、解決とは言えませんので今のうちに双方で協議が必要です。

事例③ 簡易課税の事業者はインボイスは関係ないのか。

→簡易課税は売上を業種ごとに仕訳をして、国が決めたみなし仕入率をそれぞれの売上に掛けて、それぞれの売上に対する課税仕入の額を決定します。よって課税仕入のことは考える必要が無く、一枚の領収書に番号があるかどうかは関係ありません。

ポイント

本則課税を選択すると、すべての取引について預かった消費税や払った消費税を計算する必要があるとともに、インボイス制度の開始により「番号がある取引か無い取引か」を仕訳する必要があります。本則課税は設備投資をした場合などに「還付」が起こる場合もありますが、簡易課税ではありえません。簡易課税の方が手間がかからないですが、簡易課税は確実に納税が発生します。簡易課税は課税売上が5,000万円以上の場合は選択できません。



改正電子帳簿保存法により、2024年1月1日から電子取引データのデータ保存が義務化されます。

電子帳簿保存といってもあまりピンと来ませんが、以下のような取引がある場合、対応が必要です。

楽天やアマゾンなどで仕入れや備品を購入してインターネット上で請求書や領収書をやりとりしている。

今まで紙でやりとりしていた書類は今まで通りでかまいません。所得税・法人税・消費税の保全義務が課される帳簿書類（請求書・領収書・見積書・契約書等）を電子データでやりとりした場合、それを印刷して保存できるのは令和5年12月31日までです。（特例がありますが特例は永久ではないので今回は考えないものとします）



左のようなファイルを「会社ごと」「日にちごと」「科目ごと」どの方法でもいいので税務署の求めに応じてすぐに提出できるように、改ざんできないような確かな形で整理して保存する必要があります。

取引先が取引に関する書類をすべて電子化した

自動車部品の大手企業などは、取引関係書類がすべて電子化されているようです。これは必然的に上記のように対応するしかありません。

益田税務署からのお知らせ

確定申告会場設置期間は2月16日(金)から3月15日(金)まで ※2月19日(木)～2月15日(木)は当日の入場整理券を配付し還付申告の相談等を受付けます。

申告会場の受付時間は午前8時30分から午後4時までです

土曜・日曜・祝日の献図は行っておりません

申告と納税は期限内に！ 所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告・納税は3月15日(金)まで 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税は4月1日(月)まで 便利な振替納税をご利用ください

【令和5年分の振替日】 【所得税及び復興特別所得税】 4月23日(火) 【消費税及び地方消費税(個人事業者)】 4月30日(火)

※ 税務署の確定申告会場で不動産の売却や贈与税の申告相談を希望される方は、3月1日から3月15日までの火曜日から金曜日にお越しください。

詳しい情報は国税庁ホームページへ 国税庁 で検索

お問い合わせ先：益田税務署 Tel(0858)22-0444 (代表)

「年収の壁」対策がスタート！パートやアルバイトはどうなる？

「もっと働きたいけれど、年収が一定の水準を超えると年金や医療など社会保険料の負担が発生して手取り収入が減ってしまう」「年収が増えると扶養から外れてしまう」といった理由で、働き方を調整する問題があります。これを打開するために①106万円の壁②130万円の壁それぞれに対し、政府が労使それぞれに支援の用意をしています。パート・アルバイトで働く人が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを支援するため、「年収の壁」を超えても手取り収入が減らないようにするための対策を盛り込んでいます。詳しくは政府広報HPへ。